

中学生どうしの **児童ポルノ関連事件** が増えています

これは犯罪行為です！

対象は未成年（18歳未満）の
プライベートゾーンが写った写真や動画

製造 撮影・保存

所持 撮影をお願いし、送ってもらう

提供 誰かに送信・販売 **公然に陳列** ネットにアップ

これも保存・所持の罪になります！気をつけて！

◇ グループチャットに、友だちが未成年のわいせつ画像を載せた。
自分は画像を保存しなかったが、チャット履歴は残っていた。

児童ポルノ製造の罪に加え、いわゆる『盗撮行為の罪』にもなる場合

◇ プライベートゾーンを相手の同意なしで撮影・録画する。
（ビデオ通話で画面キャプチャーにより撮影・録画することを含む）

生成AI関連の事件も増えています

わいせつ画像など、相手を傷つけるような画像や動画を作成した場合、

名誉棄損罪や侮辱罪 となり得ます。

加害者にならない



STOP!児童ポルノ STOP!児童ポルノ STOP!児童ポルノ STOP!児童ポルノ STOP!児童ポルノ

被害者にならない

被害者にならないために

個人情報

◇名前、住所、年齢、学校名などは書き込まない

！注意！

カメラアプリを設定しておらず、位置情報付き写真を投稿
写り込む景色などからおおよその住所を特定される
行事のことを書き込み、日付から学校を特定される
ジャージや制服姿でSNSに投稿し、学校を特定される

送らない

◇下着姿や裸の写真は撮らない、送らない

会わない

◇ネットで知り合った人と絶対に会わない

こんな被害が出ています

【被害例①】

A子は、見た目の悩みなどを相談した相手に、顔・足などの部分的な写真を送ることから始まり、下着姿まで送信してしまった。その後、「下着姿の写真をばらまかれなくなかったら裸の写真を送れ」と脅され、裸の写真を送信させられた。

【被害例②】

B男は、SNSで知り合った女性に裸の写真を交換することを持ちかけられ、自分の陰部の写真を送ったところ、「金を払わないと恥ずかしい写真を拡散する」と脅された。

もしも被害に遭ったと感じたら
少しでも早く警察や学校の先生に相談

子どもを

加害者 にさせない

被害者 にさせない

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

【定義】 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

・この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

【処罰】 所持：一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金

製造・提供：三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金

公然に陳列：五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

・正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

・刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

・行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

・正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

イ 人の性的な部位（性器若しくは肛こう門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条第一項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態

【処罰】 三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金

○名誉毀損罪（刑法第二百三十条）

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

○侮辱罪（刑法第二百三十一条）

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（各法文より一部抜粋）